

【9】要介護認定の手続きについて

1. 要介護認定申請日について

- ・要介護（要支援）認定の申請にあたり、南丹市では、申請書を市役所にて受理した日を申請日としています。
- ・特に、新規申請や区分変更申請については、認定有効期間の開始日等の関係上、申請日は非常に重要になります。代理申請される際は、申請日に十分ご留意いただき、間に合うように市役所へ提出いただきますようお願いいたします。
- ・なお、申請日としたい日が市役所の閉庁日であったり、郵送等の事情で申請日に申請書を市役所へ提出することができない場合につきましては、事前にご相談ください。
- ・区分変更申請については、対象者が区分変更申請が必要となった状況に応じて、適切な時期に申請をいただきますようお願いいたします。

2. 介護認定調査について

- ・認定調査時に立ち合いいただける場合や立ち合いはできないものの認定調査員に伝えたいことがある場合は、申請時に申し出をお願いします。

3. 主治医意見書について

- ・申請書を提出されて調査の日程調整をしますが、なるべく病院受診日と大きく差がでないようにしたいため、次回の受診日等がわかっている場合は申請時に伝えていただきますよう、お願いします。

4. 要介護認定結果等について

- ・要介護認定の結果については、原則、被保険者に通知させていただきますが、予め本人またはその家族の同意を得ている場合は、代理での受け取りも認めています。代理での受け取りを希望される場合は、事前にその旨をご連絡ください。
- ・認定結果については、本市から発送する認定結果通知並びに被保険者証でご確認いただきますようお願いいたします。ただし、本人またはその家族の同意を得ている場合に限り、お電話等でのお問い合わせにお答えさせていただきます。
- ・この場合、事務処理の都合上、対象者の審査会開催日の翌日以降にお問い合わせください。なお、電話にて確認いただいた場合であっても、必ず対象者の被保険者証にて内容の確認をお願いいたします。
- ・介護認定審査会の結果、対象者が区分変更から新規変更扱いとなった場合は、「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出が必要となります。該当した場合は、遅滞なく届出書の提出をお願いします。なお、認定日に区分変更申請を出される場合であっても提出をお願いいたします。

例) 要介護2の状態の被保険者が、更新申請の結果、要支援2が出た場合、認定有効期間後に区分変更申請を提出したとしても、要支援2の時点の「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出が必要です。